



湯川村報

No. 492

平成19年

11月号

第2回新米祭り(10月7日)



主な内容

- ▷ 固定資産評価審査委員会
委員に佐藤完一氏…………… ②
- ▷ 新米祭り開催される…………… ③
- ▷ 平成18年度会計決算の状況…………… ④ ⑤
- ▷ 村職員の給与・定員状況…………… ⑥ ⑦
- ▷ 幼稚園児募集・保育所入所案内…………… ⑧
- ▷ 心配ごと相談会…………… ⑨
- ▷ 「使用水量のお知らせ」票がかわります…………… ⑩
- ▷ お知らせ…………… ⑪ ⑫ ⑬
- ▷ 保健だより…………… ⑭
- ▷ 村民の文芸発表のひろば…………… ⑮
- ▷ 警察署・消防署・消防団
からのお知らせ…………… ⑯



● 村の花…アジサイ



● 村の木…イチヨウ



● 村の鳥…カッコウ

人の動き(10月1日現在)———

	総人口	男	女	世帯数
総人口	3,663人	1,743人	1,920人	957世帯
(前月比)	(+4)	(△1)	(+5)	(+1)

編集
発行

湯川村役場総務課

福島県河沼郡湯川村大字笈川字長瀬甲875番地5

ホームページアドレス <http://www.vill.yugawa.fukushima.jp/>

メールアドレス yugawa@vill.yugawa.fukushima.jp

〒969-3593

TEL 0241-27-8800

FAX 0241-27-3760

固定資産評価 審査委員会委員

湯川村固定資産評価審査委員会委員として、佐藤完一さん（浜崎）が平成19年9月25日に就任されました。

この委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため設置され、委員の任期は3年です。佐藤さんは、二期目の就任です。



▶大塚節雄村長から佐藤完一さんへ辞令交付

交通安全パレード・街頭ふれあいキャンペーン実施 (9月20日)

秋の全国交通安全運動の一環として、笈川・勝常両小学校児童・両幼稚園児による交通安全鼓笛パレードが村公民館前から両小学校へ向けて行われました。とても暑い日で

したが、沿道のあたたかい応援に励まれ立派に行進することができました。村民のみなさまありがとうございました。

午後からは、熊川の待避所で交通対策協議会役員・交通安全協会湯川分会、交通安全母の会による街頭ふれあいキャンペーンが湯川駐在所の協力により実施され、約180台のドライバーに湯川米や母の会の皆さんが作成した折鶴を配り、安全運転を呼びかけました。



▲笈川小鼓笛隊



▲勝常小鼓笛隊



▲街頭ふれあいキャンペーン

第23回村民ゲートボール大会 浜崎チーム優勝

9月17日（月）、敬老の日、中央運動広場において開催されました。6チームの参加があり各チームとも監督の指示のもと熱い戦いを繰り広げました。結果は次のとおりです。

優勝 浜崎チーム
準優勝 勝常チーム
第3位 熊川Bチーム
第3位 沼ノ上チーム



▲優勝した浜崎チーム

第1回市町村対抗 福島県軟式野球大会

9月29日（土）、福島市の県営あづま球場において行われ湯川村代表が参加しました。選抜された選手で試合に臨み4回裏までは共に点を取ることでできず拮抗した試合の流れでしたが、一つのヒットから点を取られ結果として3対0で敗れてしまいました。しかし、大舞台での選手の頑張る姿を目の当たりにしたときは、来年こそ上を目指して頑張ってくれることと確信しました。



▲監督、選手の皆さん

勝常地区に 「二戸一灯運動」の看板設置

10月2日、勝常地区が会津坂下警察署管内から「二戸一灯運動」のモデル地区に指定されたことを示す、看板が設置されました。

この運動は、犯罪発生環境要因となる暗がり無くするため、地域の協力の下、家庭の外灯等を夜間点灯するものです。

この「二戸一灯運動」を契機に、各集落の住民同士が一致団結し、湯川村全域での防犯の輪を広げましょう。



新米まつり盛大に開催

米どころ湯川村のお米のおいしさを広く他地域へPRすることを目的として、村産業文化祭実行委員会主催による「第一回湯川村新米まつり」を10月7日(日)に開催しました。

当日は、天候にも恵まれ、快晴のなか、会津地方各地はもとより遠く県外からも総勢500名以上の方が訪れました。

同祭りの稲刈り体験では約100名の参加希望者が農家の方のてほどきを受けながら黄金色に実った稲穂を丁寧

▶稲刈り体験する参加者



鎌で刈り取り、はぜ架け作業を行って、参加者一同心地よい汗をかきました。お昼には新米試食会(豚汁・漬物付)も行われ大勢の参加者が湯川米のおいしさを満喫しました。

また、先着三百名に村産コシヒカリの新米1キロがプレゼントされた他、アトラクションとして湯川薬師太鼓による和太鼓の演舞や湯川舞フレンズによる「よさこい演舞」も行われ、終わりに当日刈り取った稲の大抽選会(発送は後日)も行われイベントを締めくくりました。

▶湯川舞フレンズによるよさこい演舞



第24回両沼地方交通安全町村民大会

平成19年10月7日(日)、昭和村公民館において、会津坂下警察署管内の両沼地方の町村民約400名が一堂に会し、『第24回両沼地方交通安全町村民大会』が開催されました。大会前のアトラクションでは、昭和村かたり部の会による民話披露、会津弁によるユニークな語り口が、観客を楽しませていました。大会席上、佐藤和子さん(王領)が特別功労賞を受賞されたのをはじめ、交通安全活動に大きく貢献した方々や団体、また小・中学生による交通安全習字コンクール入賞者への表彰式もあわせて行われました。

次に、「交通安全についての提言」を青年代表として、二瓶隆さん(上樽川)が自分の人生で、安全意識の再確認やこれからの交通安全への抱負を発表しながら、交通安全の大切さを訴えました。

なお、本村の表彰者は次のとおりです。

○特別功労賞 佐藤 和子

○功 労 賞 五十嵐秋雄(沼ノ上)

○習字コンクール入賞者

《笈川小学校》

1年 宮野 凌

2年 栗城 大雅

3年 浅沼 拓夢

4年 高羽 里英

5年 高倉みちる

6年 鈴木 康平

《勝常小学校》

1年 羽染 夏妃

2年 齋藤 勝史

3年 二瓶 千聖

4年 兼子 はるか

5年 渡部 一聖

6年 石川 由萌

《湯川中学校》

1年 栗城 直迪

2年 中島 由絵

3年 荒井 美保



▲二瓶隆さん(上樽川) ▲佐藤和子さん(王領)

12月4日から10日は「人権週間」です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々と国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合(以下「国連」という。)総会において採択され、採択日の12月10日が「人権デー(HumanRightsDay)」と定められました。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、当該週間を中心に一層積極的な啓発活動を行い、人権思想の普及高揚を図るため、左記人権擁護委員が皆さんの町で特設人権相談所を開設します。

あなたの町には、村長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

吉田隆峰・大竹寛二

12月6日(木)はユースピアゆがわにて、午前10時から午後3時まで特設相談所が開催されます。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽に御相談ください。

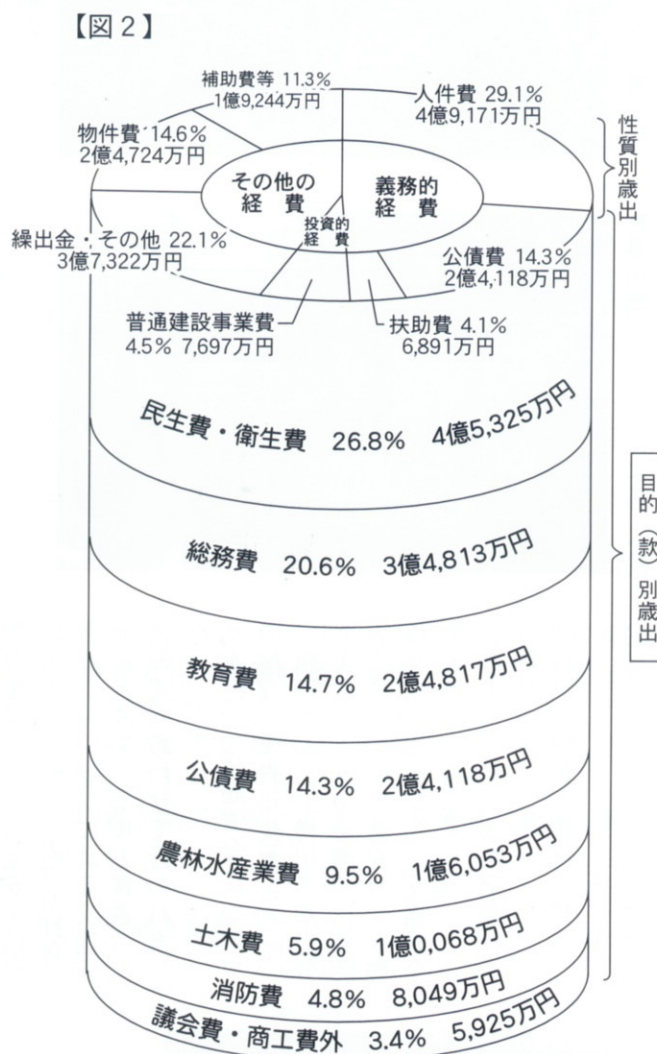
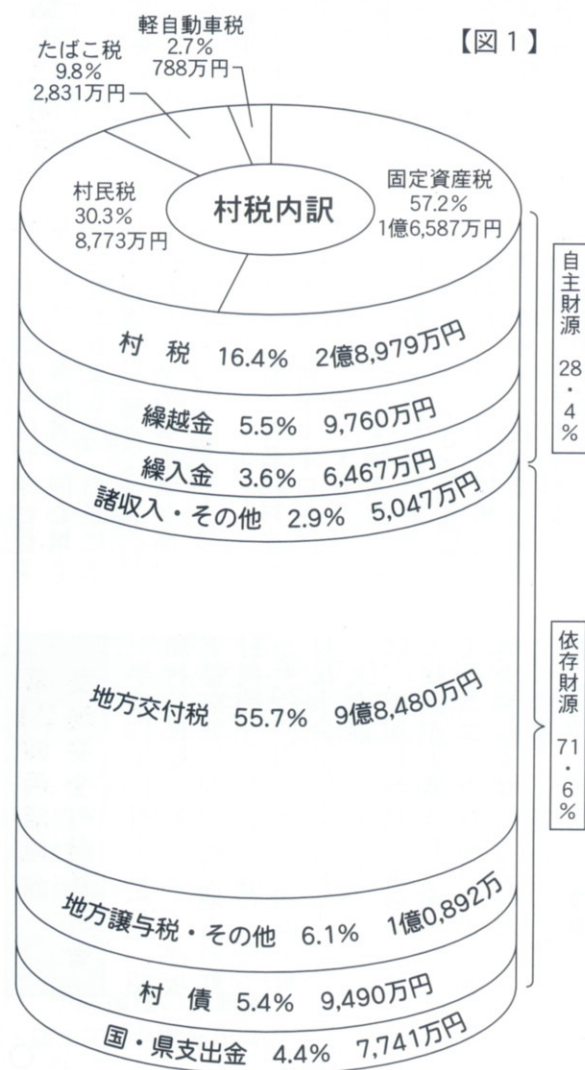
○問合せ○

福島地方法務局人権擁護課
024-534-1994

平成18年度 普通会計決算の内訳

歳入 17億6,856万円

歳出 16億9,168万円



○平成18年度各会計の決算状況 【表1】

(単位：万円)

	歳入	歳出	翌年度に繰越すべき財源	差引残額
普通会計	17億6,856万円	16億9,168万円	0	7,688万円
一般会計	17億6,856万円	16億9,168万円	0	7,688万円
特別会計	14億0,629万円	13億3,128万円	0	1億1,419万円
国民健康保険	3億6,148万円	3億4,296万円	0	1,852万円
簡易水道	8,359万円	8,022万円	0	337万円
老人保健	5億5,473万円	5億3,836万円	0	1,637万円
特定環境保全公共下水道事業	8,383万円	8,192万円	0	191万円
農業集落排水事業	6,532万円	6,404万円	0	128万円
介護保険	2億5,734万円	2億2,378万円	255	3,101万円
計	31億7,485万円	30億2,386万円	255	1億5,099万円

保健・福祉の向上と 快適な生活環境の村づくりを目指し

平成18年度 村会計決算の状況

9月の定例議会で審議された平成18年度一般会計と6つの特別会計を合わせた決算額は、歳入総額が31億7,485万円で、歳出総額が30億2,386万円となっています。【表1参照】前年度と比較すると、歳入で7億7,537万円減(△19.6%)、歳出で7億1,385万円減(△19.1%)となっています。

なお、文中及び表中の金額の単位は万円を用い、1万円未満は四捨五入しました。そのため、差額又は合計金額が異なる場合がありますのでご了承ください。

一般会計の歳入総額は17億6,856万円で、昨年に比べ2億0,761万円(10.5%)減となっています。【図1参照】

内訳は、**地方交付税**(村の財政力に応じて国から交付される)が9億8,480万円で歳入総額の55.7%を占めて最も多く、次いで**村税**(皆さんからの税金)16.4%、**地方譲与税・その他**(自動車重量譲与税など)6.1%、**繰越金**(前年度よりの繰越金)5.5%、の順になっています。**自主財源**(村独自で確保できる財源)は5億0,253万円で、歳入総額の28.4%を占め、前年度より1億1,933万円(19.2%)減となっています。自主財源の減少は、財政調整基金やふるさと創生基金などからの繰入金が大きく減ったためです。一方、**依存財源**(国や県に依存する財源)は12億6,603万円で、総額の71.6%を占めています。

歳出総額は、16億9,168万円で前年に比べ1億8,689万円(9.9%)減となっています。【図2参照】

歳出を目的(款)別にみると、**民生費・衛生費**(社会福祉などにかかる経費)が4億5,325千円で歳出総額の26.8%を占め最も多く、次いで**総務費**(全般的な管理事務や企画調整事務などにかかる経費)20.6%、**教育費**(学校や社会教育にかかる経費)14.7%、**公債費**(借入金の償還金)14.3%、**農林水産業費**(農業振興や農地の整備などにかかる経費)9.5%、**土木費**(村道の整備などにかかる経費)5.9%、などの順になっています。

次に性質別にみると、**人件費**が29.1%(昨年:27.4%)を占め最も多く、次いで繰出し金・その他が22.1%(昨年:20.4%)、**物件費**14.6%(昨年:14.0%)などの順になっています。

財政構造の硬直化の要因になる**義務的経費**の総額は、8億0,180万円で歳出総額の47.4%を占めていますが、公債費の減少により構成比において前年度より13.7%減少しています。

《平成18年度一般会計における主な事業》

◇松川住宅下水道接続工事	743万円
◇笈川小ボイラー本体交換工事	420万円
◇小型動力ポンプ購入(石伏班)	167万円

村職員の給与・定員状況をお知らせします

村職員の給与は、国の人事院の勧告及び県や他の地方公共団体などとの均衡を考慮しながら、村議会の審議を得て条例で定めることになっています。

村職員の給与や職員数などの実態を広く知っていただくために、その内容についてお知らせします。

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	17年度の人件費率
	H19. 3. 31	千円	千円	千円	%	%
18年度	3,695人	1,691,682	76,875	491,710	29.1	27.4

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
19年度	50人	209,172	28,950	88,410	326,532	6,531

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平 均 年 齢	平均給料月額	平 均 年 齢
	円	歳	円	歳
湯川村	352,300	45.10	258,800	49

(4) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		湯川村初任給	国 初 任 給
一般行政職	大 学 卒	170,200円	170,200円
	短 大 卒	151,000円	151,000円
	高 校 卒	138,400円	138,400円
技能労務職	高 校 卒	151,000円	151,000円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	271,400円	354,400円	360,500円
	短 大 卒	—	298,200円	—
	高 校 卒	—	276,800円	277,700円
技能労務職	高 校 卒	—	244,900円	—

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間の職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事補・主事技師	主査・技査	係長・主査技査	主任主査主任技査	主 幹	課 長	
職 員 数	1人	3人	9人	5人	14人	6人	38人
構 成 比	2.6%	7.9%	23.7%	13.2%	36.8%	15.8%	100.0%

(注) 職員の代表的な職種である一般行政職に適用されている級別の標準職務とその職員数及び構成比です。

(7) 職員手当の状況(職員には、次のような手当が主に支給されています。)(平成19年4月1日現在)

期末手当 勤勉手当	(19年度支給割合)			時間外 勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したとき支給される手 当土日の勤務は振休制をとっています (平成19年度 職員一人当たり平均支給月額45,800円)	
		期末手当	勤勉手当			
	6 月期	1.4 0 月分	0.725月分			
	12月期	1.6 0 月分	0.725月分			
	計	3.0 0 月分	1.4 5 月分	扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族はそれぞれ 6,000円、扶養親族でない配偶者がある場合そのう ち 1 人について6,500円、配偶者のない職員の扶養親 族のうち 1 人は11,000円、その他の扶養親族 1 人 につき6,000円、扶養親族のうち満16歳年度初めから 満22歳年度末までの子 1 人につき5,000円加算	
	職務上の段階、職務の級等による加算措置有り					
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	住居手当	家賃：月額9,500円を超える家賃を支払っている 職員に対し 1 0 0 円～27,000円 自宅：2,500円ただし、新築又は購入した住宅 に係るものについては、当該新築又は購入の日 から起算して 5 年間は3,500円	
	勤続 2 0 年	23.5月分	30.55月分			
	勤続 2 5 年	33.5月分	41.34月分			
	勤続 3 5 年	47.5月分	59.28月分			
	最高限度額	59.28月分	59.28月分			
	その他の加算措置 勤続年数に応じて退職時の昇給有り 定年前早期退職者に対する加算措置有り			通勤手当	交通用具 使 用 者	通勤距離に応じて 2,300円～44,900円

(8) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期 末 手 当		
給 料	村 長	508,200円	(19年度支給割合)		
	副村長	522,000円	6月期	12月期	計
	教育長	497,700円	1.60月分	1.70月分	3.30月分
報 酬	議 長	242,000円	(19年度支給割合)		
	副議長	200,000円	6月期	12月期	計
	議 員	180,000円	1.60月分	1.70月分	3.30月分

※村長30%減額。
副村長・教育長10%減額で掲載。

(9) 部門別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		職 員 数			対前年度増減数			主な増減理由
部 門		平成17年	平成18年	平成19年	平成17年	平成18年	平成19年	
一 般 行政部門	議 会	1	1	1				
	総務企画税務	11	10	11	-1	-1	1	会計管理者に伴う増
	税 務	3	3	3				
	民 生	10	11	10	-1	1	-1	機構改革に伴う減
	衛 生	5	4	4		-1		
	労 働							
	農 林 水 産	5	5	6	-1		1	業務内容の充実の増
	商 工							
	土 木	3	3	3				
特別行政部門	小 計	38	37	38	-3	-1	1	
	教 育	15	13	13		-2		
普 通 会 計 計		53	50	51	-3	-3	1	
公営企業等 会 計 部 門	水 道	2	1	2		-1	1	業務内容の充実の増
	下 水 道	2	2	1			-1	機構改革に伴う減
	国保介護	3	3	3				
	小 計	7	6	6		-1		
合 計		60	56	57	-3	-4	1	

(注) 職員数は、地方公共団体定員管理調査(教育長のみ含む)の人数です。

(10) 定員適正化計画の数値目標

村職員の定数は、湯川村職員定数条例(66名)の中で定められ、平成18年3月に策定された定員適正化計画を踏まえながら管理されています。新たな行政需要の増加に伴う職員配置については、部門間の配置転換等により定数増を抑え、平成16年度末より4名減の54名を計画終了時の目標としています。

区 分		平成16年度 末職員定数	増 減 数					計画終了時職員数
部 門			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
一般行政部門		38	-2	0	-1	0	0	35
特別行政部門		13	-1	0	0	0	0	12
公営企業会計部門		7	0	0	0	0	0	7
合 計		58	-3	0	-1	0	0	54

※単位
人

幼稚園児募集

箕川・勝常幼稚園の平成20年度入園の幼児を募集します。

◆対象児◆

平成15年4月2日から

平成16年4月1日までに生まれた幼児

◆募集期間◆

平成19年12月4日(火)から

7日(金)の4日間

時間は、午後3時00分から

午後6時00分

入園を希望される場合は、

願書を該当する幼稚園に提出

してください。

なお、願書は対象児全員の

保護者へ11月中旬に送付しま

す。

また、現在、湯川村に住所

のある4歳児の保護者の方

で、湯川村の幼稚園に入園を

希望される場合は、教育委員

会へお問い合わせください。

◆教育委員会学校教育係◆

☎(27) 22550



** 保育所入所ご案内 **

平成20年4月から保育所に入所を希望する乳幼児の受付を行います。

◎保育所の目的と役割

保育所は、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのために、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設です。

従って、保育所は、学校や幼稚園のようにその児童の教育的要請の見地に基づくものではなく、家庭の保護者に代わってその児童を保育することを目的とするものです。また、入所している児童の心身の健全な発達を図る役割ももっています。

◎受付期間

平成19年11月1日(木)から11月30日(金)まで

(ただし、定員に満たない場合はその後も随時受け付けます。)

◎入所基準

保育所に入所できる基準は、次のいずれかの事情にある場合で、保護者以外の方が児童の保育をできないと認められる場合です。

(1) 家庭外労働

昼間家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合。

(2) 家庭内労働

昼間家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合。

(3) 母親のいない家庭

母親の死亡・行方不明などの理由により、母親がいない家庭の場合。

(4) 母親の出産等

母親が出産の前後であったり、病気であったり、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合。

(5) 病気の看護等

その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、母親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合。

(6) 家庭の災害

火災、風水害、地震等の不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

※入所申込者が定員を超えたときは、湯川村保育所入所実施基準取扱要綱により選考します。

◎準備するもの

① 保育所入所申込書
(用紙は保育所にあります)

② 印鑑

③ 就労証明書等
(用紙は保育所にあります)

④ 家族の中で給与所得のある人がいる場合はその人の平成18年分の「源泉徴収票」(写)

◎受付・問合せ先

詳細については保育所へご

連絡ください。

保育所 ☎27-3113

◎定員45名

◎保育時間

午前7時30分から
午後6時30分まで

(土曜日は午後5時30分まで)

◎保育料

保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者(父母、祖父

保育所徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 5,400円	3,600円
第3階層		市町村民税課税世帯 11,700円	9,900円
第4階層		72,000円未満 18,000円	16,200円
第5階層		72,000円以上180,000円未満 26,700円	24,900円
第6階層		180,000円以上459,000円未満 36,600円	28,700円
第7階層		459,000円以上 41,600円	28,700円

母、養父母等)の前年又は前々年の所得課税額を左記の保育料徴収金基準額表にあてはめ決定されます。

自衛官募集案内

●問合せ先
〒965-0825 会津若松市門田町大字黒岩大坪57-1
自衛隊福島地方協力本部 会津若松出張所 ☎0242-27-6724

募集種目	資 格	受付期間	試験日程	合格発表	待遇・その他
自衛隊生徒 (陸上)	中卒(見込含) 17歳未満の男子	11月1日～ 20年1月8日	1次 20年1月12日 2次 20年1月25日～28日	1次 20年1月21日 最終 20年2月19日	修学年限4年 卒業時3等陸曹
2等陸・海・空士 (男子)	18歳以上27歳未満の者	10月22日～ 11月22日	11月25日	試験時にお知らせします。	

～学生の皆さんへ～

就職面接会にご参加ください

20年3月に大学院・大学・短大・高専・専修学校当等を卒業予定の方、19年3月にこれらの学校を卒業し現在も未就職の方を対象に、県内150事業所(予定)との就職面接会を開催します。

●名 称

平成19年度ふくしま大卒等合同就職面接会

●日 時

11月28日(水) 午後1時～4時

●場 所

ビッグパレットふくしま(郡山市安積町)

●主 催

厚生労働省福島労働局、福島県

●その他

①事前申込不要です。お気軽にお越しください。

②参加事業所は11月上旬、福島労働局HP上で公開します。

【お問い合わせ先】

郡山公共職業安定所

☎024-942-8609

厚生労働省福島労働局職業安定課

☎024-528-0366

放送大学4月入学生募集!

放送大学では平成20年度第1期(4月入学)の学生を募集しています。放送大学はテレビ等の放送を利用して授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。働きながらの大学卒業やキャリアアップ、退職後の生きがい作りなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

さらに、専門的に学びたい方は、大学院も併設しています。資料を無料で差し上げています。お気軽にお問い合わせください。

資料請求・お問い合わせ先
放送大学福島学習センター
☎024-921-7471
FAX 024-921-7814
http://www.u-air.ac.jp

募集期間
12月15日～2月29日

子育て応援パスポート事業が始まります

この12月1日から福島県が主体(市町村が協力)となつて社会全体で子育て家庭を応援する趣旨で18歳未満の子どもがいる家庭に「ファミたんカード」(パスポート)を交付し、県内協賛店舗でそのカードを提示すると各店舗独自のサービスが受けられるというものです。

なお、協賛される企業・店舗を現在募集しております。協賛店舗には、県がガイドブックやホームページでサービスをお知らせし、子育て支援を通じた企業・店舗のイメージアップも図ろうとしています。

shoushikourei@pref.fuku-shima.jp
ホームページ
http://www.pref.fukushima.jp/angelnet/kosodate-ouen/passport_index.html

心配ごと相談所ふれあい相談会(湯川村社会福祉協議会)
11月15日(木)
時間 午後1時～4時
場所 村高齢者コミュニケーションセンター ☎27-8890
専門の法律相談員(弁護士)を招いて皆様の相談をお受けします。
必ず、前日まで来所時間帯の予約をお願いします。

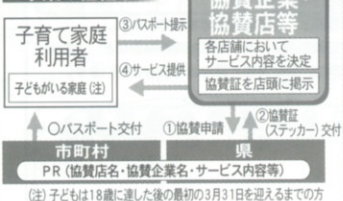
子育て応援パスポート事業

協賛企業・協賛店を募集します

12月1日より開始!

子育て支援を通じた、企業・店舗のイメージアップ!
県がガイドブックやHPでサービスを広くお知らせ!!

事業の仕組み



ご存じですか？

福島県では、毎年5,500頭の犬やねこが「もらい手も見つからず飼えない」ということで手放されています。そのほとんどが子犬や子ねこです。そして、その大半が安楽死処分されています。

犬やねこも家族の一員です。最後まで愛情をもって飼いましょ。19年度4回目の飼い犬のしつけ方教室があります。

電話 02442(29)5517

申込み・問合せ先
会津保健所

場所
会津保健所（会津若松市）

日時
学科11月7日（水）
実技11月14日（水）
午後1時30分～午後3時30分

受講者募集のお知らせ

プラスチック製容器包装分別収集3つの約束！

- ① 汚れたまま出さない。
中をすすぐ。洗う。
 - ② 中身が残ったまま出さない。シャンプーのボトル等は中を水ですすぐ。
 - ③ プラマークがついていても容器包装でないものは出さない。
- 問合せ〇
住民税務課保健係
電話（27）8810

紙ごみ
牛乳パック
ビニール縄
燃えるごみの日または古紙類の日に出す

容器包装でないプラスチック
燃えるごみの日または燃えないごみの日に出す



← [処理困難物搬入状況]

缶 類
決められた日に出す

ペットボトル
決められた日に出す

洗浄してない物
燃えるごみの日に出す
または汚れを落として出す

水道検針時の「使用水量のお知らせ」票が変わります

このほど水量計算機器（ハンディターミナル）の導入により、平成19年11月の検針から、水道メーターの検針時にお渡しする「使用水量のお知らせ」票が新しくなります。

上下水道の使用水量や請求予定金額、口座振替されているお客様につきましては、振替予定日、さらには前回分の口座振替結果など、今までの検針票では表示出来なかった内容をより見やすく表示出来るようになりました。

今後は、口座振替されているお客様にお送りしていたハガキによる口座振替領収通知書の発行は致しません。

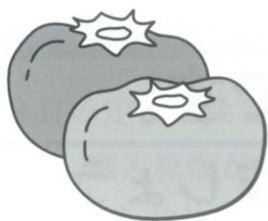
なお、検針方法、検針時期については、今までどおりですので、よろしくお願いします。

つきましては、「使用水量のお知らせ」票の内容をご覧になり使用水量などご不明な点がありましたら産業建設課上下水道係までお問い合わせください。

「使用水量のお知らせ」票のみかた

- ① 水栓番号はお客様を特定する番号です。
問い合わせの際お知らせください。
- ② 水道メーターの口径です。
- ③ 検針対象年月です。
- ④ 今回の使用水量です。今回指針から前回指針を差し引き、使用期間内にメーター交換をしている場合は、旧メーター水量を足して求められます。
- ⑤ 水道メーターを検針した日です。
- ⑥ 検針した検針員の名前です。
- ⑦ 今回の請求予定金額です。井戸水併用でご使用の場合や、子メーター等を設置している場合には、実際の請求金額と異なる場合がございます。
- ⑧ 口座振替をされている方の次回口座振替予定日になります。
- ⑨ 口座振替をされている方の口座振替領収書になります。

使用水量のお知らせ	
② 様	
① 今回ご使用水量	
③ 水栓番号	口径
検針年月	年 月 分 用途
今回指針	m
前回指針	m
旧メーター水量(+)	m
使用水量	m
検針日	年 月 日
検針員	
⑦ 請求予定金額	
使用水量	m
水道料金	円
下水道料金	円
⑧ 口座振替予定日	
消費税相当額は、上記金額に含まれています。 井戸水等で複数のメーターをご利用の場合など、上記の金額は実際のご請求金額と異なる場合がございます。	
⑨ 口座振替領収通知書	
年 月 分（一年 月 日 振替）	
水道料金	円
下水道料金	円
水道（市） 下水道（市）	



ご存知ですか？
検察審査会

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が被疑者（犯人と目される者）を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査するのを主な仕事とするところです。

犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として検察審査会に審査の申立てができます。

審査の申立てや相談には、一切費用がかかりません。気軽に最寄りの検察審査会に御相談ください。

○お問い合わせ先○
会津若松検察審査会事務局
0242265725

建築主の皆様へ

～6月20日から建築確認・検査の手続きが変わりました～

国土交通省住宅局建築指導課

一昨年11月に発覚した構造計算書偽装事件のような問題を二度と起こさないよう、去年の通常国会において、「建築確認・検査の厳格化」を大きな柱とする建築基準法等の一部改正が行われ、去る6月20日から施行されています。

建築確認・検査は建築物の安全を確保するための重要な手続きで、直接には、設計者や工事施工者の方々が対応されるものと思われませんが、これらの手続きが円滑に行われるためには、建築主の皆様の理解が必要不可欠です。

1. 建築確認・検査の厳格化の概要

(1) 構造計算適合性判定制度の導入

高度な構造計算を行う建築物（一般的には一定の高さ以上等の建築物が対象になりますが、比較的小規模な建築物でも対象になる場合があります。）については、第三者機関による構造審査（ピアチェック）が義務付けられました。

(2) 審査期間の延長

構造計算適合性判定制度の導入に伴い、建築確認の審査期間が延長されました。（21日間→35日間、ただし、詳細な構造審査を要する場合には最大で70日間）

(3) 指針に基づく厳格な審査の実施

従来、設計者のチェックが不十分な設計図書であっても、審査段階での補正が幅広く認められてきましたが、軽微な不備を除き、設計図書に法令に適合しない箇所や不整合な箇所がある場合には、再申請を求めることとしました。また、設計内容の変更を行う場合には、軽微な変更を除き、当該部分の工事前に計画変更の確認を受けなければなりません、このことを徹底することとしました。

なお、建築確認・検査の手数料は、特定行政庁（自治体）や指定確認検査機関（民間）がそれぞれ定めるものですが、これらの安全確保を図るための措置に伴い、所要の見直しが行われています。

2. 建築主の皆様へのお願い

- (1) 設計条件や要求事項について、設計者と事前に綿密に打ち合わせを行い、意匠・構造・設備の整合性のとれた設計図書により確認申請を行ってください。
- (2) 設計図書の作成や確認申請の手続き（構造計算適合性判定の対象となる場合には、その手続きも含まれます。）に必要な機関を考慮して、できるだけ余裕のあるスケジュールを設定してください。
- (3) 設計内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、計画変更の確認の手続きが必要となりますので、当初の建築確認申請の段階で設計内容を十分に詰めておくとともに、設計内容の変更を検討する場合は、工事のスケジュールへの影響について十分に留意してください。

11月4日(日)は 湯川村長選挙の投票日です。

大切な一票です 棄権せずに投票しましょう

□投票時間

午前7時～午後6時

□投票場所

笈川投票所…笈川小学校体育館

勝常投票所…勝常小学校体育館

□開票時間

午後7時から

□開票場所

湯川村体育館

湯川村選挙管理委員会

湯川村明るい選挙推進協議会

当日都合のある方は【期日前投票】を・・・

◎次のような方は、期日前投票ができます。

・投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方。

◎手続は簡単

・宣誓書の該当する理由に「○」をつけるだけ、ハンコは不要です。

・不在者投票のように封筒に入れ、署名する必要もありません。

◎期日前投票できる期間、場所及び時間

《期 間》10月31日(水)～11月3日(土)

《場所・時間》湯川村役場1階 第2小会議室

午前8時30分～午後8時まで

福島県立医科大学附属病院における ドクターヘリの運航について

福島県保健福祉部
福島県医科大学附属病院

平成20年1月、福島県立医科大学附属病院に救命救急センターの開設と併せて、ドクターヘリの運航が開始される予定です。

ドクターヘリは、救急現場に直ちに医師や看護師を派遣し、重篤な救急患者への治療をいち早く開始するとともに、救急専用の医療機器を装備した機内で治療を行いながら高度な医療機関へ短時間で搬送します。

ドクターヘリの運航により、救命率の向上や後遺症の軽減が図られ、県民の安全かつ安心な暮らしが守られます。

ドクターヘリの運行を円滑に行うため、県民の皆さんの御理解と御協力をお願いします。

ハドクターヘリの概要▽
1 運航日時
土日や祝日も含めて、毎日運航します。
有視界飛行のため、原則として、午前8時30分から

午後5時まで運航します(ただし視界不良の時は出動できません)。

2 出動要請

消防機関からの要請により出動します。県民からの直接要請することはできません。

3 離着陸

原則として、県内にあらかじめ臨時ヘリポートとして指定した公園や運動場等に着陸します。

4 患者の費用負担

ヘリによる運搬費用はかかりませんが、救急現場で行った医療行為については医療保険の範囲内で医療費がかかります。

5 県民の皆さんへのお願

・ヘリが着陸する場所から待避してください。
・着陸後は救命治療を行いますので、近寄らないでください。
・離着陸の際はヘリの風圧や騒音が発生します。窓を閉め、吹き飛ばされやすいものは室内にしまってください。

理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店の店頭選
びはSマーク登録
店で!

S マークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業しているお店です。

この S マークを店頭に表示しているお店なら安全、清潔、安心が保証され、皆様の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

財団法人 福島県生活衛生営業指導センター

☎ 024-525-4085

標準営業約款(S マーク)



厚生労働大臣認可

知っていますか？ 建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じた掛金となる共済証紙を貼る、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

- ・加入できる事業主
建設業を営む方
- ・対象となる労働者
建設業の現場で働く人
- ・掛金
月額310円

★特長
◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。

◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金は一部を国が助成します。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

ホームページ「建退共」に、退職金の試算・パンフレット請求等、建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください!!

★アドレス
<http://www.kentaikyokaisyoku.kingo.jp/>

★詳しいことは、もよりの建退共福島支部へお問い合わせください。
024-523-1618

農業所得簡易計算の 廃止について

「農業所得簡易計算」が平成18年分をもって廃止となりました。また、これに伴い家事消費等の目安金額としていた「保有米の60kg当たりの単価」及び「自家用畑の10a当たりの収入金額」も廃止となりました。

農業所得は他の事業所得と同様に、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。

これまで「農業所得簡易計算」を適用し、農業所得を計算していた農家の方も平成19年分の所得税確定申告から収支計算で農業所得を計算することになります。

収支計算を行うためには、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(記帳)が必要です。

こまめに領収書などの書類整理と記帳を行い、平成19年分の所得税確定申告からスムーズに収支計算ができるよう心掛けましょう。

○問合せ

役場税務係
27-8820

税を考える週間(11月11日から17日まで)

(今年のテーマ「少子・高齢社会と税」)

国や地方自治体は、高齢化や国際化が進む将来の日本を見据え、社会保障の充実や社会資本の整備、国際協力の推進など、多くの仕事を手がけており、その費用は私たちの税金でまかなわれています。

この機会に、あなたも税の仕組みや目的を考えてみましょう。

「平成19年分年末調整説明会」を開催します

間もなく年末調整の時期を迎えますので、次の日程により年末調整事務の説明会を開催します。

○対象者

村内の法人及び個人事業者(青色申告者を除く)

○日 程

・平成19年11月15日(木) ・受付 午後1時
・説明会 午後1時30分～3時

○場 所

会津坂下町中央公民館

○問合せ

年末調整説明会に関する照会等は、次の担当まで御連絡ください。

・会津若松税務署法人課税第一部門源泉所得税担当

☎(代表) 0242-27-4311 (内線 225)

☎(直通) 0242-27-4346

・湯川村役場住民税務課

☎0241-27-8820

(社)日本損害保険協会 東北支部

福島自動車保険 請求相談センター

相 談 日 月曜日～金曜日(祝日を除く)
9:00～12:00・13:00～17:00

※来訪される場合、事前にご連絡下さい。

弁護士相談日 木曜日 13:00～16:00
(予約制・相談無料・要面談)

相談
無料

専門の相談員がご相談に応じます。
損害保険一般のご相談も受付します。

Tel. 直通 **024-521-1295**
<http://www.sonpo.or.jp>

▼納付の相談は、住民税務課税務係へお願いします。
☎27-8820

●国民健康保険税を納めない期間が長くなると、法令による措置が行われます。

○納期の過ぎている税金をまだ納めていないときには、『計画を立てて、早めに納める』ようにしてください。

◎口座振替による振替日も11月30日(金)になります。

今月の納税
11月30日(金)まで
国民健康保険税 第5期分
納税は『納期限までに』
お願いします。

11月
のよてい

保健だより

乳幼児健診と 相談のご案内

お願い

乳幼児の健診・相談についての個別通知はいたしません。

該当になっている方は、母子健康手帳と事前にお渡しした質問票に記入のうえ、ご持参ください。また、都合の悪い方は湯川村保健センターまで連絡してください。

☎27-3110 (直通)

	3ヶ月児健診	乳児健康相談	2歳児健康相談
月 日	11月13日 (火)	11月29日 (木)	11月27日 (火)
場 所	会津坂下町健康管理センター	湯川村保健センター	
受付時間 と 該 当 児	13:00~13:30 H19年7月生	9:15~9:25 H19年6月生 9:50~10:00 H19年4月生 10:30~10:40 H19年1月生	9:30~10:00 H17年9月~11月生

※歯ブラシ持参

インフルエンザ予防接種を 希望される方へ

インフルエンザ予防接種を下記期間内に実施された方の保護者に対し、予防接種料金を半額助成いたします。

助成を希望される方は、下記により手続きを行ってください。

1. 予防接種の対象者
18歳まで(平成元年4月2日以降に生まれたもの)

2. 接種期間
平成19年11月1日から平成20年1月31日の間

3. 助成する金額
半額(医療機関によって料金が違いますが、かかった額の半額を助成します。端数が出た場合は切り捨てとします。2回接種を限度とします。)

4. 持参するもの
①インフルエンザを接種したと証明できるもの(領

収書等で、接種を受けた本人の氏名・実施期日・医療機関名・接種料金が記載されたもの) ※金額と接種日がわかること、レシートのみでは無効です。様式がない場合は、保健センターに証明書を準備しておりますので、ご利用ください。

②印鑑と助成金振込のための保護者の通帳(郵便局除く)

5. 手続き期間
平成19年12月1日から平成20年2月10日まで
接種が完了後(2回接種の場合は2回接種後)、助成金支給のための手続きを行ってください。

6. 手続き場所
村保健センターで受付いたします。(申請用紙は保健センターにあります。)

○問合せ先○
湯川村保健センター
☎27-3110



◆内容
全血 4 2 0 0 0 ml
◆午後1時~午後3時30分
会津農業共済組合前
◆湯川村公民館前
◆平成19年11月15日(木)
午前9時30分~11時30分

いつ...? どこで...?

献血は
心と命の
ボランティア

村民の文芸

発表のひろば

湯川俳句会

錦秋の広き田んぼに野鳥群
菊手入れ朝晩水つぎ咲き待つ
露草の毫るに愛し藍深く
名月や供えて案ず孫の空
親心詰めて葡萄を送りけり
菊咲いて供花に不足のなかりけり
健やかにまるく生きたし月拝む
一本は淋しすぎるや曼珠沙華
口開けて眠る老母や秋の風
父祖の田を守りて秋耕雨催ひ
雲秋意パン屋の車香を残し
鈴虫や吾が足音を知っており
湯華みち殺生石の秋あかね
溪谷のしぶきを浴びし初秋かな
逝く夏やせみの鳴く声力なし
彼岸花供えて妻とかたりけり

鈴木いちの
田邊 貞子
鈴木 清子
鈴木 信子
小林喜久雄
東條 ヒデ
鈴木智恵子
成田 一步

句評

選者 山口 瑞穂

溪谷のしぶきを浴びし初秋かな
鈴木智恵子

この俳句は研集旅行に行った処で、溪谷のしぶきを受けてから浮かんで詠んだ俳句のようです。

しぶきを受けると嫌な思ひをする事があるのです
が、この句にはその感じがありません。

しぶき浴びし初秋かな。と詠んでゐるので地味な
初秋の暖い風景の心良さが伝はって来る感じの俳句
ですので選句しました。

俳句の持つ不易流行の有り方と自然と共にある俳
句との親しみが感じた俳句です。

双眸に刈田広がる盆地かな

沃野湯川会

選者句

三十歳の息子に手を引かれ走りたり
運動会の楽しいおまけ
一面に稲穂出揃ふ湯川村福島遺産百
選に推す
朝々を家の前掃く簾作る男結びにき
りつとしめて
貰はれて行く三毛猫は自動車の窓よ
りしきりに吾を見つめる
白菜の幼き芽二本立ちたるにどちら
を摘まんかしはし手止むる
蝉の声はたと止まりて秋の虫バトン
タッチを話し合ふかに
「どんど晴れ」見終へて妻は目華を
差す事忘れ涙拭き居り
空澄みて月のさやかに渡る夜しじま
に聞こゆ幼き虫の音
額より滴り落ちる玉の汗拭く手間惜
しみ草刈をする
歯ざしりの予防にプレートはめられ
て味覚の知れず食欲も出ず
中越へ日に幾たびもへりが飛ぶ草引
く手をとめ空を見上げる
ブルーベリーの苗木七本注文す七十
歳になる記念樹として
繁るおば私はねばこそ夏草のなかに
さ百合の花は咲きけれ
風吹けば風吹くままに穂波遙るる米
佃家じつつ刈り取り真近
豆畑に一本生ひし鶏頭のぬきん出て
燃ゆ残暑さびしく

小林 和子
五十嵐 猛
菅沼 禎子
磯部 英世
鈴木 悦子
鈴木 和子
小林 幸夫
大八木 紀子
兼子 春江
佐野 常雄
鈴木トシ子
鈴木 久子
鈴木 一実
坂内タミ子
矢澤 悦子

ゆがわ川柳例会句

課題 「旗色」

安部総理つらさ吐き出し戻ってね
てつべんの旗は孤独に耐えている
あの人が玉虫色の旗を振る
あせらずに飛ぶ日を待とう老の坂
旗色を見て良い方に加勢する
口喧嘩旗色悪くだまりこむ
旗色で歓声あがる試合戦
爺婆の喧嘩味方は孫二人
旗色はどうあれ信念曲げられぬ
「自 由 吟」
作ってる田辺聖子の会一人
忘れずに臍かじる孫の花届く
寂しさにふらつと家出をしたくなる
四つ目のクシャミにあった自己主張
ままごとの手足揉み券とどく幸
母といて母温い母のしわ
擦り寄った猫を邪険にする暑さ
虫の声心さびしく亡夫を恋う
おいお前一杯飲めとごつい指さく
偽証罪もてぬ男のせこい弁南

北条 泰司
吉田 妙子
渡部 邦子
渡部 美恵
大関 伝
稲林 節子
小野 留作
高橋 政子
高橋 久子
高橋 駒子
兼子 信子
小林 輝子
武田 瑞也
田村 通弘
雪 子
玉 枝
幸 子
吞 柳
若 葉
独 淑
心 柳
天

会津坂下警察署からのお知らせ

湯川村では9月中、器物破損1件の発生がありました。

全国的に金属の盗難被害が増加しており、管内でもスノーシェッドから歴板が盗まれる被害が発生しています。

金属を大量に積んだ不審な車や人を見かけた際は、早期の通報をお願いします。また、金属製品の盗難防止対策もお願いします。

湯川村内街頭犯罪等発生状況（19年9月末現在）

区分	空き巣	忍込み	事務所荒し	出店荒し	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	自販機ねらい	車上ねらい	強制わいせつ	計	全刑法犯
管内	1	1	4	2		1	13	3	3		28	103
湯川村											0	7

※全刑法犯には、街頭犯罪以外（器物損壊、傷害、万引きなど）の犯罪発生件数が含まれます。

会津坂下警察署 ☎ 0242-83-3451

湯川村防犯協会 ☎ 0241-27-8800

消防署からのお知らせ

平成19年度 秋季全国火災予防運動

（11月9日～11月15日）

【火は見てる 市あなたが離れる その時を】

火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、11月9日～11月15日まで秋季全国火災予防運動が行われます。寒くなりストーブなど火気を使用する機会が多くなりますが、小さなことから注意し火災をなくしていきましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つの ポイント

—— 3つの習慣・4つの対策 ——

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災報知器等を設置する
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

会津若松消防署十文字出張所

☎ 0242-75-2151 FAX 0242-75-2196

湯川村消防団

心配ごと相談所

（湯川村社会福祉協議会）

11月11日（日）

時 間 午後1時～午後3時

場 所 役場小会議室 ☎ 27-8810

今月の相談員

大 竹 寛 二（人権擁護員）

五十嵐 ヨシ子（行政相談委員）

戸籍の窓口

（12月受付）

お誕生おめでとうございます

（地 区）	（両 親）	（子）
西八日町	爲田	綾祐 優衣
		嘉代
北 田	折笠	めくと 愛斗
		広和 理恵

謹んでおくやみ申し上げます

（地 区）	（本 人）	（年 齢）
東八日町	稲生佳代子	76歳
熊 川	二瓶 六郎	71歳
松 川	薄 孝志	66歳

※この欄に掲載を希望しない方は、住民税務課 住民福祉係へお申し出ください。

家庭の話し合い、一緒にの食事の励行、親子のふれあい運動を実施しましょう。

毎月「第3日曜日」は「家庭の日」です

あいさつ運動

一声運動を普及しましょう。

あ 明るく い つ ても
さ 先に つ づ けて
湯川村青少年育成村民会議

村内の交通事故

	件数	死亡	傷者
平成18年	20	2	23
（1月～12月）	65		
平成19年	0	0	0
9月	1		
平成19年	15	1	30
累 計	25		
交通死亡事故ゼロ日数 （平成19年9月30日現在）			176日

11月の行事予定

1日（木）交通事故ゼロ 歩行者優先の日
3日（土）文化の日
4日（日）湯川村長選挙投票日
湯川村産業文化祭
消防団秋季防火パレード
勤労感謝の日
23日（金）湯川村長選挙投票日